

第16期 第22回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 令和元年 5月28日(火) 午後1時30分～午後2時55分

2 場所： 豊見城市役所 3階第3会議室

3 出席農業委員数： 7 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	欠席
3番	金城 敏満	出席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	出席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	出席

総会に参加した農地利用最適化推進委員 (※推進委員は出席委員数にカウントしない)		
東部地区		
西部地区		

4 欠席農業委員数： 1 名

5 農業委員会事務局職員

局 長：浜本 亨 班 長：赤嶺 文隆

主 査：仲宗根 翔 主任主事：座安 省吾

6 議事録署名委員： 金城 敏満 ・ 宮里 由美子

7 現場調査日時： 令和元年 5月28日(火) 午後1時32分～午後2時37分

10. 会議の内容

会長

第16期豊見城市農業委員会第22回総会を開催いたします。

(午後1時30分) 開会

会長

今日の議事日程は、皆さんのお手元にお配りのとおりです。

会期は、本日1日限りといたします。

本日の出席委員は8名中7名で、當銘博委員がお休みということで、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立します。

次に議事録署名委員について、豊見城農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第3番委員の金城敏満委員と第4番委員の宮里由美子委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び仲宗根主査を指名いたします。

本日提案された議案等についての現場調査の4件を行ってから審議に移りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

ご異議ないようですので、ただいまから現場調査のため、一時休憩をいたします。

休憩(現場踏査) 午後1時32分

再開 午後2時37分

会長

再開します。

現場調査、大変お疲れさまです。

これより報告案件に入ります。初めに報告第134号について、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案書の2ページをお開きください。

報告第134号「農地転用後の利用状況の報告について」

6件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので報告いたします。

以上です。

会長 ただいまの報告第 134 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 では、次に報告第 135 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 4 ページをお開きください。
報告第 135 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」
1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 135 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 では、次に報告第 136 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 6 ページをお開きください。
報告第 136 号「転用許可に係る工事の完了報告について」
1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 136 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
これも進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 では、次に報告第 137 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 8 ページをお開きください。
報告第 137 号「現況証明願について」
5 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 137 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
これも進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 では、次に報告第 138 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 10 ページをお開きください。
報告第 138 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」
1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 138 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 では、次に報告第 139 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 12 ページをお開きください。
報告第 139 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」
5 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 139 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長

では、次に議案第 74 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案第 74 号について説明いたします。議案書の 14 ページをお開きください。

議案第 74 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、2 件の申請がございます。

整理番号 1 番につきまして、16 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字座安中前原 269 番 8 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

次に整理番号 2 番につきまして、議案書の 18 ページをお開きください。申請のあります豊見城市字保栄茂西原 1262 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

議案第 74 号は 1 件ずつ審議します。まず整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長

整理番号 1 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定しました。

次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

質疑なしと認めて採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 整理番号 2 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可することに決定します。

次に議案第 75 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 20 ページをお開きください。

議案第 75 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」

1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件について、ご説明します。

整理番号 1 番につきまして、25 ページをお開きください。申請のあった土地は、高嶺上ヌ原 320 番 5、転用目的は宅地の拡張。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。議案第 75 号について、説明は以上です。

会長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

議案第 75 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて採決に移りたいと思います。

農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、議案第 75 号は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

では次に、議案第 76 号に移ります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 27 ページをお開きください。

議案第 76 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」

3 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件について、ご説明します。

整理番号 1 番につきまして、33 ページをお開きください。申請のあった土地は、根差部東原 1 番 9、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、41 ページをお開きください。申請のあった土地は、高嶺溝原 526 番 1、転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、46 ページをお開きください。申請のあった土地は、高嶺上ヌ原 316 番 4、316 番 5、転用目的は宅地の拡張。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 76 号について、説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

議案第 76 号は 1 件ずつ審議します。まず整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、採決に移りたいと思います。

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

採決に移ってよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長

整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
では、次に整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
質疑なしと認めて採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
次は協議第 27 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 では議案第 27 号、48 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について（照会）ということで、市長より農業委員会会長宛てで文書を出してございます。これにつきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき、別添のとおり「農用地利用集積計画」につき、豊見城市農業委員会の意見を求めるものであります。
内容等につきましては、農林水産課、担当の比嘉のほうから説明をさせますので、よろしく願います。

農林水産課 こんにちは。農林水産課の農地中間管理事業を担当しています、比嘉と申します。よろしく願います。では説明をさせていただきます。
資料 49 ページです。願います。今回の利用権設定をする者は、●●●●さん。利用権を設定する農地等、所在地としては田頭の田原 111 番、地目は畑で、面積は 1,316 m²です。利用権の種類としては賃貸借で、始期は公告日から 10 年間で、借地、金額ですけれども年間 9 万 9,003 円。10 年間契約なので、金額が両者のお互いでうまくいくようにやった結果の額で、支払いの方法としては口座振込で、利用権の設定を受ける者は、公益財団法人沖縄県農業振興公社になります。
以上です。

ありがとうございます。

では、協議第 27 号について説明は終わりました。協議第 27 号について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思います。

協議第 27 号について、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、協議第 27 号については豊見城市長に対して適正であると回答することに決定しました。

以上をもちまして本日の提案の議事日程を全て終了いたしました。大変ありがとうございます。

委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁重なご意見、ご審議をいただきまして、大変ありがとうございます。お疲れさまでした。

令和元年 5 月 28 日 (火)

午後 2 時 55 分終了

議事録署名委員

会長

瀬長 澄子



3番委員

金城 敏満



4番委員

鳥屋 由美子

